令和5年4月14日 京都府告示第230号

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業者等における人材の確保及び定着を促進するため、職業生活と 家庭生活との両立に向け、多様な働き方の推進に取り組む中小企業者等に対し、補助金 等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの 告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) ベンチャーキャピタル 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業投資育成株式会社法 (昭和38年法律第101号) 第2条に規定する中小企業 投資育成株式会社
 - イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に 規定する投資事業有限責任組合
 - (2) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業 者(以下この条において「中小企業者」という。)
 - イ 知事が別に定める基準に該当する法人(中小企業者であるものを除く。)
 - (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 中小企業者以外の者(会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。以下この号において同じ。)との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の 1以上に相当する議決権を単独で有する関係(以下「直接支配関係」という。)がある者
 - イ 中小企業者以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者(会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。)との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者ウ 中小企業者以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上

を占めている者

- (4) 会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。
- (5) 小規模企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第5項に規定する 小規模企業者をいう。
- (6) 多様な働き方 子育てを行う者をはじめとする多様な人々が、その意欲及び能力に 応じて、安定して仕事を続けることができる働き方をいう。
- (7) 年次有給休暇取得率 年次有給休暇(労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の 規定による年次有給休暇として与えられるものをいう。以下同じ。)の日数に対する 従業員が取得した同条の規定による有給休暇の日数の割合であって、知事が別に定め る方法により算出されるものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の内容、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる 経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(事前着手)

第4条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合(当該事業に係る契約を締結した場合を含む。)は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請を行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合(当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。)において、知事が別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付の申請)

- 第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものにつ

いては、この限りでない。

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか 少ない額を限度とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (補助事業の変更等の承認)
- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の 経費の配分又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による申請 書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更について は、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別 記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は 補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による報告書を知事に 提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による 請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証

拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終 了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第7号様式による報告書を知事に提 出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加 した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第8号様式による取得財産管理 台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するととも に、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の 交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(成果の発表)

- 第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

(令5告示230•一部改正)

附則

この告示は、令和4年4月28日から施行する。

附 則(令和5年告示第230号)

- 1 この告示は、令和5年4月14日から施行する。
- 2 この告示による改正前の多様な働き方推進事業費補助金交付要綱別記様式による用紙 は、当分の間、この告示による改正後の多様な働き方推進事業費補助金交付要綱別記様 式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

別表(第3条関係)

(令 5 告示230·一部改正)

_	(令 5 告示230·一部改正)							
事	業名称	補助対象事業の内	補助対象者	補助対象経	補助率	補助限度額		
		容		費				
1	多様	子育て環境日本一	京都府内に事	補助対象事	補助対象経費の	1補助対象者当た		
,	な働き	に向けた職場づく	業所を有し、	業の実施に	2分の1以内。	り50万円(次のい		
-	方推進	り行動宣言(多様	かつ、子育て	要する経費	ただし、次のい	ずれかに該当する		
3	事業	な働き方を実現す	環境日本一に	(次に掲げ	ずれかに該当す	場合は、100万		
		るため、企業等が	向けた職場づ	る経費を除	る場合は、3分	円)		
		従業員に対して行	くり行動宣言	く。ただ	の2以内	(1) 年次有給休		
		う具体的な行動の	に基づく事業	し、知事が	(1) 小規模企業	暇を時間単位で与		
		宣言として知事が	を行う者であ	必要と認め	者が補助対象事	える制度を新たに		
		別に定めるものを	って、次のい	る場合は、	業を実施する場	導入し、かつ、効		
		いう。以下同じ。	ずれかに該当	この限りで	合	果測定期間におけ		
)に基づき補助対	するもの(国	ない。)	(2) 年次有給休	る年次有給休暇取		
		象者が府内の事業	又は地方公共	(1) 補助対	暇を時間単位で	得率が前年度の同		
		所に勤務する従業	団体の出資を	象者の事業	与える制度を新	時期と比較して		
		員に対して実施す	受けている者	の運営に係	たに導入し、か	100分の10以上増		
		る事業であって次	及びみなし大	る経常的な	つ、効果測定期	加した場合		
		のいずれかに該当	企業を除	経費	間(補助対象者	(2) 複数の事業		
		するもの	⟨。)	(2) 人件	が補助対象事業	者が共同で事業を		
		(1) 職業生活と		費	を開始した日か	実施する場合		
		家庭生活との両立	(1) 中小企	(3) 個人給	ら当該年度の2			
		に資する社内制度	業者等	付的な経費	月末日までの間			
		の整備(子の看護	(2) きょう	(4) (1) かい	に1箇月以上の			

休暇及び育児休業 と福祉人材育 ら(3)までに期間を定めてそ の取得の促進に係 成認証制度 掲げるもの の効果を測定す るものを除く。) (福祉の人材 のほか、補る期間をいう。 又は業務の効率化 の育成に係る 助対象経費 以下同じ。)に のための専門家の 認証のための として不適 おける年次有給 制度として知 当と知事が 休暇取得率が前 派遣 (2) 労働生産性 事が別に定め 認める経費 年度の同時期と の向上による長時 るものをい 比較して100分の 間労働の削減、有 う。)による 10以上増加した 給休暇の取得の促 認証を受けて 場合(当該年次 進その他の多様ないる者(会社 有給休暇取得率 働き方の推進のた を除く。) の増加のために めの取組に要する 要した経費に限 機器又はソフトウ (3) 「京都 る。) ェアの導入(他の モデル」ワー (3) 複数の事業 |用途に用いること |ク・ライフ・ 者が共同で事業 を実施する場合 ができるものを除 バランス推進 企業認証制度 < 。) (当該事業者の (3) 従業員が子 (職業生活と うち、一の事業 どもと同伴して出 家庭生活との 者が他の事業者 勤できる環境の実 両立に向けて に対して直接支 現に向けた施設の 取り組む事業 配関係を有する 整備(従業員が発 者を認証する 場合(知事が認 熱等により看護を ための制度と める場合を除 要する状態の子どして知事が別 く。)を除く。 もと同伴して出勤 に定めるもの 以下この表にお できる環境の実現をいう。)に いて同じ。) に係るものを除く よる認証を受 ,) けている者 (4) 従業員に対す (会社である る研修(育児休業 | 者を除く。)

	ı	1	•		
	の取得の促進に関	(4) (1)から			
	するものを除く。	(3)までの者			
)の実施その他の	のほか、知事			
	多様な働き方につ	が必要と認め			
	いての広報啓発を	るもの			
	行う事業				
	(5) (1)から(4)				
	までの事業のほか				
	知事が必要と認め				
	る事業				
	(6) 新たに実施				
	する(1)から(5)ま				
	での事業について				
	広報啓発をする事				
	業であって、補助				
	事業者の 人				
	材確保に資するも				
	のとして知事が必				
	要と認めるもの				
2 病児	子育て環境日本一	同上	同上	補助対象経費の	1補助事業者当た
保育対応	に向けた職場づく に向けた職場づく			2分の1以内。	り50万円(複数の
事業	り行動宣言に基づ			ただし、次のい	事業者が共同で事
	き補助対象者が府			ずれかに該当す	業を実施する場合
	内の事業所に勤務			る場合は、3分	は、100万円)。
	する従業員に対し			の2以内	ただし、次のいず
	て実施する事業で			(1) 小規模企業	れかに該当する場
	あって次のいずれ			者が補助対象事	合は、それぞれに
	かに該当するもの			業を実施する場	定める額
	(1) 従業員の子			合	(1) この項補
	どもが発熱等によ			(2) この項補助	助対象事業の内容
	り看護を要する状			対象事業の内容	の欄の(1)から(3)

1	1	I !		1	l l
	態となった際にべ			の欄の(1)から	までの事業を実施
	ビーシッターを従			(4)までのいずれ	する場合125万円
	業員の自宅等に派			かに該当する事	(2) この項補助
	遣する事業			業を実施する場	対象事業の内容の
	(2) 従業員が発			合	欄の(1)及び(2)の
	熱等により看護を			(3) 複数の事業	事業を実施する場
	要する状態の子ど			者が共同で事業	合 ((1)に該当す
	もと同伴して出勤			を実施する場合	る場合を除く。)
	できる環境の実現				110万円
	に向けた施設等の				(3) この項補
	整備				助対象事業の内容
	(3) 子の看護休				の欄の(2)及び(3)
	暇の取得の促進の				の事業を実施する
	ために行う社内制				場合 ((1)に該当
	度の整備				する場合を除
	(4) (1)から(3)				く。)115万円
	までの事業のほか				(4) この項補助
	、知事が必要と認				対象事業の内容の
	めるもの				欄の(2)の事業を
	(5) 新たに実施				実施する場合
	する(1)から(4)ま				((1)から(3)まで
	での事業について				に該当する場合を
	広報啓発をする事				除く。)100万円
	業であって、補助				
	事業者の人材確保				
	に資するものとし				
	て知事が必要と認				
	めるもの				
3 育児	子育て環境日本一	同上	同上	補助対象経費の	1補助事業者当た
休業取得	に向けた職場づく			2分の1以内。	り 50 万円(複数
促進事業	り行動宣言に基づ			ただし、次のい	の事業者が共同で

1	1	1	I	
き補助対象者が府			ずれかに該当す	事業を実施する場
内の事業所に勤務			る場合は、3分	合は、100 万円)
する従業員に対し			の2以内	
て実施する事業で			(1) 小規模企業	
あって次のいずれ			者が補助対象事	
かに該当するもの			業を実施する場	
(1) 育児休業の			合	
取得の促進のため			(2) この項補助	
に行う社内制度の			対象事業の内容	
整備又は研修の実			の欄の(1)又は	
施			(2)に該当する事	
(2) (1) のほか、			業を実施する場	
知事が必要と認め			合	
る事業			(3) 複数の事業	
(3) 新たに実施			者が共同で事業	
する(1)又は(2)の			を実施する場合	
事業について広報				
啓発をする事業で				
あって、補助事業				
者の人材確保に資				
するものとして知				
事が必要と認める				
もの				
4 テレ子育て環境日本一	同上	同上	補助対象経費の	1補助事業者当た
ワークに向けた職場づく			2分の1以内。	り50万円
導入・り行動宣言に基づ			ただし、小規模	
利用促き補助対象者が府			企業者が事業を	
進事業内の事業所に勤務			実施する場合	
する従業員に対し			は、3分の2以	
て実施する事業で			内	
あって次のいずれ				

	•	•	i
かに該当するもの			
(1) テレワーク			
(従業員が、その			
所属する事業所の			
所在地と異なる場			
所において当該事			
業所で行うことが			
できる業務を行う			
ことをいう。以下			
同じ。)の導入の			
ための社内制度の			
整備			
(2) テレワーク			
の導入に要する情			
報通信機器又はソ			
フトウェアの導入			
(3) テレワーク			
を行う場所の整備			
(4) 従業員に対			
する研修の実施そ			
の他のテレワーク			
の啓発、周知等を			
行う事業			
(5) (1)から(4)			
までの事業のほ			
か、知事が必要			
と認める事業			

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

京都府知事様

(T –)

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業費補助金交付申請書

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 円

- 3 申請者の概要 申請者概要のとおり
- 4 補助事業の内容及び経費の内訳 事業計画書のとおり
- 5 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言 □提出済み(提出後にレ点を記入)
- 6 添付書類
 - (1) 見積書
 - (2) その他知事が必要と認める書類
 - 注 申請者概要及び事業計画書の様式は、別に定める。

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

京都府知事

様

(〒 −)

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業変更等承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助事業を変更したいので、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- (1) 事業内容の変更

変更前	変更後
-	

(2) 経費の変更内容

(±= +z-	補助金申請額		象経費	補助対
備考	変更後	変更前	変更後	変更前

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 交付決定通知書の写し
- 注 事業計画書の様式は、別に定める

第3号様式(第8条関係)

年 月 日

京都府知事 様

(च −)

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助事業を中止(廃止) したいので、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 中止 (廃止) する補助事業の名称
- 2 中止 (廃止) する補助事業の内容
- 3 理由
- 4 中止の期間 (廃止の時期)

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

京都府知事

様

(〒 −)

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業遅延等報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助事業について 遅延等がありましたので、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報 告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 これまでに要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定
- 注 遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

京都府知事

様

(〒 −)

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、年 月 日付けで完了(廃止・中止)しましたので、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業実施報告書 別紙のとおり

(添付書類)

- (1) 経費の支出を確認することができる資料 (発注書、契約書、請求書又は領収書の写し)
- (2) 実施した事業に応じて、その内容が分かる資料
- 注 事業実施報告書の様式は、別に定める

第6号様式(第12条関係)

年 月 日

京都府知事

様

(〒 −)

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助金について、 多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり概算払を請求しま す。

- 1 補助事業の名称

第7号様式(第14条関係)

年 月 目

京都府知事 様

(〒 −

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業費補助金に係る消費税 及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助金について、 年度消費税及び地方消費税の額が確定しましたので、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額)

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税 額

円

4 補助金返還相当額(3-2)

円

注 別紙として積算の内訳書を添付してください。

事業者 (団体) 名

取得財産管理台帳

区分財産名	規格	数量	単価(円)	金額 (円)	取得 年月日	保管場所	備考

- 注 1 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が 異なる場合には区分して記載してください。
 - 2 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、本台帳に記録し、保管状況を明らかにしてください。
 - 3 上記に記載された取得財産は、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により、知事の承認なく譲渡等の処分はできません。

第9号様式(第15条関係)

年 月 日

京都府知事

様

(〒 −)

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者の氏名

年度多様な働き方推進事業に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった補助事業に関し、 取得財産を処分したいので、多様な働き方推進事業費補助金交付要綱に基づき、下 記のとおり承認を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価(税込、単位:円)
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

別記第1号様式(第5条関係)

- 第2号様式(第7条関係)
- 第3号様式(第8条関係)
- 第4号様式 (第9条関係)
- 第5号様式(第11条関係)
- 第6号様式(第12条関係)
- 第7号様式(第14条関係)
- 第8号様式 (第15条関係)
- 第9号様式 (第15条関係)